

令和 6 年 滑川町農業委員会 第 9 回総会 議事録					
召 集 月 日		令和 6 年 9 月 13 日(金)			
開 会		令和 6 年 9 月 25 日(水) 午前 9 時 30 分			
閉 会		令和 6 年 9 月 25 日(水) 午前 9 時 45 分			
議 長		北堀高茂	代理議長		仮議長
各 委 員 出 席 状 況					
農 業 委 員 (14 名中 14 名出席、0 名欠席)					
1	杉 田 京 子	出 席	8	齋 藤 哲 男	出 席
2	飯 塚 久 雄	出 席	9	能 見 義 夫	出 席
3	赤 沼 裕	出 席	1 0	田 幡 只 夫	出 席
4	北 堀 高 茂	出 席	1 1	石 川 光 男	出 席
5	大 嶋 剛	出 席	1 2	井 上 茂 昭	出 席
6	吉 田 利 好	出 席	1 3	吉 田 昇	出 席
7	齋 藤 美 津 子	出 席	1 4	贅 田 基 司	出 席
農地利用最適化推進委員 (9 名中 9 名出席、0 名欠席)					
下福田	小 林 隆	出 席	伊 古	瀬 上 勉	出 席
上福田	小 久 保 透	出 席	中尾・水房	山 下 武	出 席
山 田	服 部 雅 俊	出 席	羽尾 1	田 島 康 男	出 席
土 塩	杉 田 照 秋	出 席	羽尾 2	矢 島 一 男	出 席
和泉・菅田	鈴 木 康 夫	出 席			
参 与 者		書 記		事 務 局	
議長は、出席委員が定数に達したので開会を宣言し、日程第 1 により 会議録署名委員および会議書記を指名した。					
会議録署名委員		14 番	贅 田 基 司	1 番	杉 田 京 子

第 9 回 総 会 審 議 議 案		
日程第 1		議事録署名委員の指名
日程第 2	議案第 35 号	農地法第 5 条（知事）について
日程第 3	議案第 36 号	農地法第 5 条（届出）について

顛 末

○開 会

事 務 局 皆さん、おはようございます。令和6年第9回の農業委員会総会を始めさせていただきます。最初に北堀会長よりご挨拶を頂きたいと存じます。宜しくお願いいたします。

会 長 委員の皆さん、おはようございます。令和6年第9回の総会にお忙しい中ご出席いただきまして大変ありがとうございます。9月に入りまして大変暑い日が続きまして、昨日、一昨日あたりからだいぶ涼しくなって、本来の気候に戻ったのかなと思います。そういう暑い中、9月の委員さんの活動大変ご苦労様でした。ありがとうございました。それから9月4日に第34回滑川農業祭の実行委員会を行いました。予定いたしますと、11月23日土曜日10時から14時まで、今までは15時までやっていましたが、日も短くなって、テント等の片付けも暗くなり、事故でもあると困るので、今年は14時ということで、一時間短縮することとなり、滑川直売所で行う予定でございます。そして、農業委員会としては今までは餅つきをやっていましたが、コロナ等もあり、やはりそういう食べ物は控えて、農業委員会としては、農地相談を事務局と農業委員さんが、地元の人が来たら対応できればいいと思います。その際は皆さん、直売所に出席いただいて、その日の活動記録としていただければと思います。そして、第2回目の実行委員会10月24日で最終的に決定いたしますので、次の25日の農業委員会にお話ができると思います。それから、総会終了後には、一応〇〇〇さんの方で研修を行うということで、昨年もやらせていただきました。ただ今年は、半分以上の委員の方が交代しておりますので、そのブドウ園を見てもらい、滑川町でもこういったブドウ園があるのだと、参考にしていただいて、何かのきっかけで普及ができればいいかなと思います。ぜひ皆さんのご参加をよろしくお願いいたします。また、本日提案された議案の慎重審議をお願いして、会長の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

事務局 ありがとうございます。それでは総会を始めさせていただきます。滑川町農業委員会会議規則第4条で会長は会議の議長となり議事を整理するとございます。北堀会長に議長をお願いして進めて参りたいと思いますので、宜しくお願いいたします。

議長 滑川町農業委員会会議規則によりまして、議長を務めさせていただきます。只今の出席委員は、14名中14名であります。滑川町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達しております。令和6年滑川町農業委員会第9回総会は成立をいたします。これより開会いたします。なお、本日の総会に農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定により、農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日出席の農地利用最適化推進委員は、9名中9名です。質疑がある場合は、挙手後、許可を得て、農業委員は議席番号、氏名を名乗ってから、農地利用最適化推進委員は、担当地区、氏名を名乗ってから発言をお願いします。

議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。滑川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させて頂くことにご異議ございませんか。

(委員より、異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。それでは、本日の議事録署名委員は、議席番号14番賛田委員、議席番号1番杉田委員にお願いいたします。なお、会議書記は事務局の菅野主任にお願いいたします。以上で日程第1を終わります。

○議案審議

議長 日程第2、議案第35号「農地法第5条（知事）について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第35号「農地法第5条(知事)について」です。今月の申請件数は1件となります。番号1については、議案書1頁、図面は議案第35号資料1－①から④と記載されているものをご確認下さい。それでは説明いたします。貸主は、〇〇〇市大字〇〇〇××番地×××、□□□様です。借主は、〇〇〇町大字〇〇〇×

××番地の×××、株式会社□□□、代表取締役□□□様となります。土地の所在、地目、面積ですが、大字○○○字○○○×××番×××の一部、田、1486 m²のうち、456.49 m²になります。申請の区分ですが一時転用になります。申請理由は、賃借権（6ヵ月）を設定し、橋の側道工事に伴う作業場・建設資材置場として、一時転用したいというものです。農地の区分ですが、農振農用地区域内にある農地となります。青地の転用につきましては原則認められませんが、仮設工作物等による一時的な利用で、目的達成のためにその農地を利用することが必要な場合につきましては、農業振興地域整備計画上支障がないということを条件に例外的に許可ができるものとなっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 はい。ありがとうございます。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さんおよび担当地区の推進委員さんより説明をお願いいたします。

9 番 はい、3班、班長の9番能見です。現地調査の結果につきまして、報告をいたします。9月21日土曜日午前8時より、3班農業委員2名、農地利用最適化推進委員2名で、現地調査を実施いたしました。詳細につきましては、担当委員であります石川委員に説明をお願いいたします。

11 番 はい、3班11番石川光男です。担当委員として説明いたします。本申請は、○○○が発注する○○○地内における○○○線にかかる○○○橋側道橋下部工事の施工のため、工事を受注する株式会社□□□が、作業スペースおよび建設機械、建設資材置場として利用するため、○○○市在住の□□□様の所有する土地、滑川町大字○○○字○○○×××番×××、1,486 m²のうち456.49 m²を借り受けて一時転用するものです。添付書類として理由書、本人確認書、定款、数量調書、資金調達書、見積書、計画工程表が添付されております。事業計画の土地選定理由並びに許可申請の理由を少し長くなりますが、理由書より申し上げます。このたびの農地法第5条許可申請一時転用を提出させていただきます。

土地、比企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××を選定した理由を説明させていただきます。事業計画者である〇〇〇（〇〇〇）発注の令和6年度社資（交通安全）工事（〇〇〇橋側道橋下部工）を受注しましたが、工事施工地が既設橋梁〇〇〇橋上流部の橋梁の側道工事であり、発注された工事仕様書には隣接土地を借り上げ、施工する内容となっております。設計者も橋梁上（〇〇〇線）または河川内（一般河川〇〇〇）からの作業は不可能の判断から設計されたものと思われます。施工内容も資材の吊り下げ小作業のため、大型クレーン（90 t 級）を使用し重機の大きさも長さ約 6.2m、幅 4.9m、ブームの長さも 13m 以上と非常に大きな重機であるため現地で組み立てをしなければならず、組み立てに要するスペースと建設作業スペース、その他の建設機械、建設資材等を置くスペースが必要であることから、工事の効率性と安全性を考え申請地をお借りしなければ本工事施工は不可能であると判断されるものと思われます。以上の理由から工事施工期間中、申請地を一時転用により工事作業場および建設機械、建設資材等置場に使用いたしたく申請をいたしました。申請地は〇〇〇より低地にあるため盛土により搬入路と作業ヤードを整備いたしますが、田面に土木シートを敷設し、その上に盛土いたします。盛り土に使用した土は、発注者の指定地（比企郡〇〇〇町大字〇〇〇地内）にあります、残土を搬入し盛土し、その上に敷鉄板を敷き作業したいと考えております。建設作業が長期間に及ぶため盛土された土が降雨により流出しないよう大型土嚢で申請地を囲み、隣接する耕地に迷惑のかからぬようにいたします。また発注元であります〇〇〇の指示により盛土された作業スペース、建設資材置場等の用地については、後に発注を予定しております上部工の作業スペースと資材置場等として使用するとのことで、下部工工事完了後は原状回復せずに側道橋上部工の完成までそのままの状態置き、側道完成後に原状である田に戻す計画であると聞いております。以上がこの計画のこの度の計画でございます。何とぞご許可いただきますようお願い申し上げますとい

うことになっております。ここは中学生が通学に使うために欠かせない側道であるということと、ここの工事が終わらないと長年提案された滑川町の上市野川橋から関越までの間の側道整備も順番が回ってこないということですので、本申請につきましてはやむを得ないものと考えております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

推進委員 3班〇〇〇地区担当の推進委員□□□です。9月21日の午前8時より現地調査しましたところ、特に問題ありません。以上です。

議長 ありがとうございます。他にはございますか。

ただいま班長さん担当委員さんおよび担当地区の推進委員さんから詳細な説明をいたしました。これより質疑に入ります。この件につきまして、御意見ご質問がございましたら挙手をお願いします。

(委員より意見無し)

議長 それでは無いようですので、申請のとおりで許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので、議案第35号番号1については、許可相当と決定し、埼玉県知事に意見を送付いたします。

日程第2、議案第35号は以上となります。

議長 日程第3、議案第36号「農地法第5条(届出)について」を議題といたします。事務局は説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第36号「農地法5条(届出)について」。議案書の2頁、議案第36号資料と記載されているものをご確認下さい。今月の届出案件は1件、560㎡になります。滑川町農業委員会会長専決規程の第3条に基づき、専決処分とした案件の報告となりますので、一括して説明させていただきます。番号1ですが所在地は〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、560㎡になります。位置については議案第36号資料1をご確認ください。届出者ですが〇〇

○市○○○×××番地×××、株式会社□□□、代表取締役□□□様です。届出事由は、売買により所有権を取得し、専用住宅を建築するため、転用したいというものです。補足として市街化区域内の農地であり、受理状況は備考のとおりです。報告は以上になります。

議 長 事務局より説明が終わりました。この件は、会長専決処分の報告となっておりますが、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。

(委員からの意見無し)

議 長 それでは議案第 36 号の質疑を終了いたします。
日程第 3 は以上になります。

議 長 本日の総会に付議された議案は全て終了いたしました。それでは、閉会にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(委員より異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。滑川町農業委員会、令和 6 年第 9 回総会は、閉会することに決定いたしました。ご協力ありがとうございました。

事 務 局 北堀会長、議事進行お疲れ様でした。委員の皆様におかれましても慎重審議をありがとうございました。最後に、総会を終了させていただきますが、杉田職務代理より、閉会のご挨拶をお願いします。

職務代理 第 9 回滑川町農業委員会総会を閉会いたします。この後研修もありますのでよろしくお願いします。

本会議の顛末を記載し、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

令和6年10月25日

議 長 北 堀 高 茂

署名委員 贅 田 基 司

署名委員 杉 田 京 子